

**福井県工事請負契約約款 新旧対照表**

改 正 案 (R4.5.1～)	現 行
<p><b>第 1 条～第 3 5 条 【省略】</b></p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第 3 6 条 受注者は、工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料および保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに前払金を充当してはならない。ただし、前払金の 100分の25 を超える額および中間前払金を除き、この工事の現場管理費および一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p> <p><b>第 3 7 条～第 6 1 条 【省略】</b></p>	<p><b>第 1 条～第 3 5 条 【省略】</b></p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第 3 6 条 受注者は、工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料および保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに前払金を充当してはならない。ただし、<u>令和 3 年 5 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 4 年 3 月 3 1 日までに払出しが行われるものについては</u>、前払金の 100分の25 を超える額および中間前払金を除き、この工事の現場管理費および一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p> <p><b>第 3 7 条～第 6 1 条 【省略】</b></p>